

## EMC試験サービス約款

### (本約款の適用範囲)

- 第1条 お客様（以下「甲」という）に対し、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社（以下「乙」という）は、本約款に基づき、「EMC試験サービス」（以下「本サービス」という）を提供します。
- 2 本約款は、2022年7月15日以降に乙に申し込まれた本サービスの提供に関して適用されるものとします。
  - 3 乙は、本約款件を変更することができるものとし、その場合は変更された条件が適用されます。

### (本サービスの内容)

- 第2条 本サービスは、VCCIやIEC、NTTテクニカルリクワイヤメント等のEMC規格に基づく電磁妨害波（EMI）測定、電磁妨害波耐力（イミュニティ）試験、過電圧試験等の各種EMC試験を提供するものであり、詳細は本約款及び乙のホームページに記載するものとします。
- 2 本サービスに係る試験（以下「本試験」という）は、NTT武蔵野研究開発センタ内の電波棟実験設備等にて実施し、甲の立会いの下、乙の指示及び試験設備の制御をすることによって実施します。
  - 3 乙は甲に、本試験実施後、試験報告書を発行します。
  - 4 本サービスの具体的内容は、付加的なサービスの有無を含め、甲乙間で話し合いの上、合意決定するものとします。

### (本サービスの申込み)

- 第3条 本サービスの利用を甲が希望し、甲乙間で主要な事項に関し合意に至った場合、甲は乙所定の「EMC試験サービス申込書」に必要事項を記載して乙に提出するものとし、乙が申込書の内容を確認して了承した旨を電子メール等の証跡の残る方法により速やかに甲に通知することで甲乙間の本サービスの委託契約（以下「サービス契約」という）が成立するものとします。甲乙間で合意が必要な主な事項は、以下のとおりとなります。
- 2 試験設備の利用開始日、および、終了日  
乙は、甲より提示された希望日程について予約可能な場合、試験設備の予約を行ってその旨を甲に報告し、予約不可の場合は再度日程調整を実施します。
  - 3 試験報告書の納期（試験終了後、通常は2～3週間程度です。）
  - 4 装置概要（試験装置名、サイズ、重量、使用電源および通信線の種類及び回線数、装置動作概要等の必要な技術情報）
  - 5 支払い条件（ご請求先が異なる場合は記載が必要となります。）
  - 6 契約金額

乙は、合意した本サービスの内容に応じた見積書を甲に提示し、甲は見積書を確認の上、サービス申し込みをするものとします。

#### (本試験の実施)

第4条 本試験による試験設備の利用時間は、休日（土、日及び祝日）を除く、原則9時から17時（12時から13時までの1時間は昼時間休憩）の7時間となります。なお、延長可能な時間は試験当日17時から20時までとし、時間延長をご希望の場合は、原則前日までに連絡ください。

2 甲は、試験設備での準備（開梱、セッティング、動作確認等）、及び本試験（電波照射時の誤動作確認等）、片付け作業（梱包）の際に原則立会うこととします。また、試験時は動作条件や試験レベル等について甲乙合意の上で実施することとします。

#### (試験対象装置等の搬入出)

第5条 試験対象装置等の配送に関わる業者の手配及び費用は、甲の責任と負担により手配するものとします。試験設備側での配送業者からの引取り作業および引渡し作業については、乙が対応するため、甲は乙に対して事前に配送業者名、搬入出日時、数量などの情報をご連絡ください。

2 試験対象装置などの搬出については、試験終了後、甲が乙の支援により片付けおよび梱包作業を速やかに実施するものとします。ただし、放射化した試験対象装置は管理区域からの持ち出しが不可のため、翌日以降、安全レベルになってからの搬出となります。

#### (時間延長)

第6条 試験の実施時間は、第4条（または見積書）に記載された時間内とします。ただし、甲は試験期間中に時間延長を乙に申し入れることができるものとし、乙は測定設備の予約状況等試験延長の実施可否を確認して対応可能である場合、当該時間延長を承諾します。なお、その場合、当該延長時間分について別途時間延長料金を甲は乙に支払うものとします。

#### (日程の変更)

第7条 有効に成立したサービス契約に定める本試験の日程（試験日時および納期）について、甲または乙がその変更を希望する場合は、すみやかにその旨を相手方に通知し、再度日程について協議を行い決定するものとします。

2 日程変更により費用が発生する場合は変更を希望した側の負担とします。但し、第11条第5項に規定した設備故障等による試験日時の変更の場合を除きます。

#### (ルールの遵守)

第8条 甲および乙は、サービス契約の履行および試験結果の利用に関して適用される関係法令を遵守して安全と秩序の維持に努めなければならないものとします。また、NTT武蔵野研究開発センタの設備や現地調査場所の利用に関しては、各施設の規則等の運用ルールに従うものとします。

(契約金額の支払い)

第9条 乙が甲に本サービスの試験報告書を提出して、甲が受領書を返送して乙が受領書を受取った時点をもって、乙は契約金額の請求を行うことができます。甲は乙が発行する請求書記載の支払条件に従い、契約金額の支払を行うものとします。

(甲の契約解除に対するキャンセル料)

第10条 第13条に定める事由のほか、甲は自らの都合により有効に成立したサービス契約を解除する場合には、甲は以下に定めるキャンセル料を乙の指定する方法により乙に支払うものとします。

【キャンセル連絡日から利用予定日まで】	【キャンセル料金】
7 営業日以上	無 料
4 営業日以上 ～ 6 営業日まで	見積もり料金×30%
2 営業日以上 ～ 3 営業日まで	見積もり料金×50%
試験前日 (1 営業日前)	見積もり料金×100%
試験当日	見積もり料金×100%

(責任)

第11条 本サービスの実施により、試験対象装置および対向装置等の関連装置（以下「EUT等」という）が故障および破損する可能性があることを甲はご承知おき頂き、試験によってEUT等の状態が変化して故障および破損して復旧が不可能となった場合、乙は一切の責任を追わないものとします。また、何らかの理由でEUT等の諸データが消去または破壊された場合でも、乙は一切の責任を負わないものとします。

- 2 天変地災その他不可抗力に基づいて、乙がサービス契約における甲に対する債務を履行できなかった場合、乙は当該不履行に基づく一切の責任を免責されるものとします。
- 3 乙の責めによる理由にて(測定設備の不具合などにより、正常な測定試験が実施できない、あるいは乙の過失にて試験対象装置を破損させた場合など) 損害を被った場合、現実には被った直接の損害に限り、サービス契約の契約金額を限度として、甲はその賠償を乙に請求できるものとします。
- 4 乙が試験設備を仕様書等の指示に従い使用したにも関わらず故障が生じた場合、又は経年劣化により仕様書等に定める諸元を満たすことが不可能となった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、乙は自らの費用負担にて試験設備を修繕するものとします。
- 5 前項の修繕に多大な費用・期間を要することで契約サービスの変更が避けられない場合は、甲及び乙はかかる事態の解決のため誠実に協議しその対応にあたるものとします。なお、設備故障等によってやむを得ず計画日時に試験を行えない場合は、設備修理ができ次第、試験を実施することで乙は追加費用請求を行えず、甲もそれによる賠償は請求できないものとします。
- 6 甲の責めによる理由にて、試験施設等が破損した場合、乙は甲に対して修理に要する費用を請求できるものとします。

(機密保持)

第12条 甲及び乙は、サービス契約に関して相手方から開示の際に機密との指定を受けて開示された情報を機密に保ち、相手方の書面による承諾なしに、これを第三者に開示、漏洩または開示された目的外で使用してはならないものとします。但し、次のいずれかに該当する情報についてはこの義務を負わないものとします。

- (1) 相手方から開示される前に自己が保有していたことを自ら挙証し得る情報。
- (2) 相手方から開示される前に公知となっていたか、又は開示後自己の責によらず公知となった情報。
- (3) 相手方から開示された後、正当な権利を有する第三者から合法的に取得した情報。
- (4) 相手方の機密情報に依拠せずに、独自に開発したことを自ら挙証し得る情報。
- (5) 相手方から機密を解除する旨の通知が文書にて行われた情報

2 甲は、NTT 武蔵野研究開発センタの設備の利用にあたり、立ち入りを許可された区域以外は立ち入らないこととし、写真撮影は一切禁止とします。ただし、乙の技術者に依頼して提供された写真については試験報告書に記載する承諾を得たものであるため、その範囲で利用できるものとします。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず直ちにサービス契約を解除できるものとします。

- (1) 甲または乙がサービス契約に基づく自らの債務を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお履行しない場合。
- (2) 甲または乙が支払いを停止し、または支払い不能となった場合。
- (3) 甲または乙につき、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分若しくは競売の申し立てがあり、または租税滞納処分を受けた場合。
- (4) 甲または乙につき、破産、会社整理開始、会社更生手続き開始若しくは民事再生手続き開始の申し立てがあったとき、または清算に入った場合。
- (5) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、または相手方に重大な危害または損害を及ぼした場合。
- (6) 本サービスの結果として作成される試験報告書の提供が、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、その他の輸出管理規則で規制される技術輸出に該当することが判明した場合。
- (7) その他、サービス契約を継続できないと認められる相当の事由がある場合。

2 甲または乙はサービス契約に基づく債務を履行しないこと、若しくは前項第(1)号から第(7)までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、サービス契約の解除の有無にかかわらず相手方に現実に生じた直接の通常損害を賠償するものとします。ただし、本約款で特に定める場合はその定めに従うものとし、また、前項第6号に該当したことにより甲に生じた損害について、乙は賠償の責を負わないものとします。

3 甲または乙は相手方が本条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に対して自己の有する債権をもってただちに相殺を為すことができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを保証するものとします。

- (1) 自ら(その役員及び従業員を含む)が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で定める暴力団又は暴力団員、あるいは暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時にサービス契約を解除することができるものとします。

- (1) 前項に違反したとき
- (2) 自己又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
  - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
  - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
  - ④ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、前項の規定によりサービス契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これを賠償する責を負わないものとします。

(紛争の解決)

第15条 本約款及びサービス契約に関し定めのない事項、及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

- 2 前項の協議によっても解決し得ない事項については、最終的に訴訟によることとし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、その解決にあたるものとします。
- 3 本契約及び個別契約の有効性、解釈及び履行については、日本国における法令に準拠するものとする。

以上